

現場説明書

工事名: R3馬林 林開田野内杖立線穴吹 美馬市 開設工事

工 程

1 他工事等との調整 (対象 無)

2 施工の制限 (対象 無)

3 作業時間帯 (対象 無)

4 工程表の提出 (対象 有)

徳島県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-4第1項に規定する工程表の提出にあたっては、別途定める様式により提出するものとする。

5 履行報告書 (対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

6 その他 (対象 無)

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード (対象 無)

2 仮置ブロック (対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査 (対象 無)

2 支障物件の撤去 (対象 無)

3 立木の置き場所 (対象 無)

4 その他 (対象 無)

公 害 対 策

1 事業損失防止対策 (対象 無)

2 濁水処理 (対象 無)

3 低騒音型・振動型建設機械 (対象 有)

本工事は低騒音型・振動型建設機械の使用を見込んでいる。なお、これによりがたい場合は監督員と協議する。

4 六価クロム溶出試験 (対象 無)

安 全 対 策

1 交通安全施設等 (対象 無)

2 交通誘導警備員 (対象 無)

3 足場通路等からの墜落防止措置 (対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

現場説明書

建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 有)

本工事の施工により発生する根株等については、次に掲げる利用を予定している。

□ 林地で建設資材として利用及び自然還元利用する

(チップ材敷設, 整理収集, 植樹木のマルチング及び林地保水)

材料	数量	利用目的	箇所名
根株	63.5m3	表土流出防止	No.193付近

- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 有)

受注者は、根株等処理工においては、根株等の実体積を適切かつ正確に算出し監督員の確認を求めなければならない。

工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮設備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

現場説明書

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面については次のとおりである。
CAD製図基準に準拠している。

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

4 工事の分割について(対象 無)

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 有)

本工事は、「R2馬林 林開田野内杖立線穴吹 美馬市 開設工事」と同じ現場代理人を配置することができる。ただし、現場代理人の兼務できる工事は2件までとする。
※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。
また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数
コンクリート路面工	18-8-40BB	125.0m ³	1回
コンクリート擁壁工	18-8-40BB	181.7m ³	2回
合計(回)			3回

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 有)

本工事の水抜孔は次表を標準とする。

材料	管径	設置間隔	備考
水抜管	65mm	2～5m ² に1箇所	

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

現場説明書

14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 有)

受注者は、以下に示す木材については、徳島県産木材を使用しなければならない。

工種名	材質	規格・寸法等	数量	備考
舗装止め丸太	スギ	末口径20cm× 2m(170タイコ)	341.9m	
丸太伏せ	スギ	末口径10cm× 4m	30.4m	
木柵	スギ	杭φ10cm以上 L=1.5m 横木φ10cm以上 L=4.0m	105.8m	

15 施工計画書の提出(対象 無)

16 工事測量結果の提出(対象 有)

徳島県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-46第1項に規定する工事測量の結果については、別途定める様式により提出するものとする。

17 新技術の活用について(対象 無)

18 アスファルト舗装工事(施工途中の交通解放)(対象 無)

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2011063000195>

様式第 1 号

殿

請負者 住所
氏名

工 程 表 (変 更) 届

令和 年 月 日契約 (変更) による次の工事の工程表を作成しましたからお届けします。

- 1 工 事 名
- 2 路線名等
- 3 施工箇所
- 4 工 期

令和 年 月 日から令和 年 月 日 (変更前終期日 令和 年 月 日)

種 別	単位	数量	月 日			月			月			月			月			月			月		
			月 日			月			月			月			月			月			月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	
別紙による																							

注 1) 工期の () 内は変更前終期日を記入する。 注 2) 変更の場合は , 変更前を下段に黒書し , 変更後を上段に赤書すること。
注 3) この様式によらない詳細な工程表を提出する場合は , 工程表中に「別紙による」と記入し , 別紙工程表を添付すること。

工 程 図 ・ 進 度 管 理 図

[illegible]

監 督 員 殿

令和 年 月 日

工事名

請負人

現場代理人又は
主任技術者氏名

起 工 測 量 結 果 報 告

令和 年度 事業 工区の起工

測量を実施したところ、別紙の結果が得られましたので報告します。

設計図面に大きな不都合はありません。

設計図面に不都合がありますので、改測および図面を
訂正してください。

注） 1 . 、 、 のうち該当のないものを消すこと。

2 . 、 以外に必要な事項があれば 書き込むこと。

添付結果表：平面、縦断、引照点設置
横断（別途横断図）

起 工 測 量 結 果 表 - 縱 斷

[illegible]

(注) B M番号欄で起・終点にB Mの設定されていないものについては、前・後のB Mまで測定する。また、300 m以上にわたってB Mが設定されていないものについては、仮B Mを設けて、測量すること。

起 工 測 量 結 果 表 - 平 面

[illegible]

(注)(1)起・終点は、前・後のIPまで距離を測定する。

(2) IP間距離の測定は、cmまでとする。

(3) 異差が許容値を超える欄は、「概当」と記入すること。

引 照 点 設 置

- (注)(1) I P 杭、または I P に代わる約杭の引照点の設置方法、距離等の略図を記載する。
- (2) 上を北 (N) とする。